

令和元年七月二日受領
答弁第二六七号

内閣衆質一九八第二六七号

令和元年七月二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員宮本徹君提出学校における標準服（制服）着用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員宮本徹君提出学校における標準服（制服）着用に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「こうした実態」の意味するところが必ずしも明らかではないが、平成三十年三月十九日文科部科学省が各都道府県教育委員会等に対し、「学校における通学用服等の学用品等の適正な取扱いについて（通知）」（平成三十年三月十九日付二十九初財務第二十六号文部科学省初等中等教育局財務課長及び児童生徒課長連名通知。以下「通知」という。）を発出した後、御指摘の「学校側が改めて保護者と子どもたちの意見を聞く機会を設けることもなく、「原則として男子はスラックス、女子はスカートを着用すること」を依然続けている」学校の有無及び学校数については把握していない。また、御指摘の「既に、標準服（制服）を選定している学校についても、改めて、保護者と子どもたちの意見を聞く機会を設ける」か否かについては、各学校において適切に判断すべき事柄であると考えている。

二について

学校における通学用服の選定や見直しについては、通知において、「最終的には校長の権限において適切に判断すべき事柄であるが、その選定や見直しを行う場合は、保護者等学校関係者からの意見を聴取し

た上で決定することが望ましい」と示しているところであり、お尋ねについては、このような考え方を踏まえて、各学校において適切に判断すべき事柄であると考えている。

三について

御指摘の「法令等」の具体的に意味するところが明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難であるが、「標準服（制服）の着用」について校則においてどのように定めるかは、二について述べたところと同様に、各学校において適切に判断すべき事柄であると考えている。